

クイズコーナー



交通ルールクイズにチャレンジしてみよう！

- Q1** 歩道を自転車で走るときは車道寄りを「徐行」します。「徐行」のスピードの目安は？
- A. 時速 6 ～ 8km くらい B. 時速 10 ～ 15km くらい C. 時速 15 ～ 20km 以上 (すぐに止まれる速度)
- Q2** 交差点を渡ろうとしたとき、信号が黄色になっている・青信号が点滅しているとき、どうする？
- A. 急いで渡る B. ゆっくり渡る C. 渡らずに次の青信号を待つ
- Q3** 自転車に乗るとき、ヘルメットをかぶる努力義務があるのは誰？
- A. 6 歳未満だけ B. 12 歳未満だけ C. 全ての人 (大人も子どもも)
- Q4** 自転車で道路を走るとき、基本的にどこを通る？
- A. 歩道の真ん中 B. 車道の左側を通る C. 車道の右側を通る
- Q5** 青切符制度が開始されたのはいつ？
- A. 令和 8 年 4 月 B. 令和 8 年 6 月 C. 令和 8 年 9 月

川西市自転車交通安全 ハンドブック

自転車の
安全な乗り方
Guide

2026  川西市
Kawanishi City
川西警察署

令和 8 年 4 月 1 日から
自転車の違反に
交通反則通告制度(青切符)が
導入されました！



川西市ホームページ
「自転車のルール」



Archi M's

〒604-8176

京都市中京区両替町通御池上ル龍池町 449-1

【株式会社アーキエムズ】 TEL : 075-241-2227 / MAIL : promotion@archims.co.jp

アーキエムズ HP

公式 X



令和 8 年 9 月発行 川西市土木部交通政策課

協力：京都市建設局自転車政策推進室

イラスト：カズマキカク デザイン：HON DESIGN

北部の豊かな山々と猪名川の清流、そして便利な市街地。

自然と都市の魅力が調和した

川西市は、自転車がよく似合うまちです。

自転車は、気軽に乗ることができる、

とても便利な乗り物です。

この冊子は、川西市で自転車を利用する皆さんに、

知っておいていただきたい

自転車のルールとマナーをまとめたものです。

ルールを知って自転車に乗ることは、安全につながります。

安全に自転車に乗ることは、住みよいまちづくりにつながります。

さあ、ルールを学んで

川西のまちで、

Enjoy 自転車 Life!!

目次

- | | | | |
|-----------------------------|----|-----------------------------|-----|
| 01 自転車のルール、その前に..... | P2 | 07 矢羽根マークは自転車のために..... | P9 |
| 02 車道の左側通行は基本の「き」..... | P3 | 08 ドライバーの皆さまへ..... | P10 |
| 03 歩道は歩行者優先..... | P4 | 09 ストップ！放置自転車..... | P11 |
| 04 自転車走行のルールいろいろ..... | P5 | 10 自転車等駐輪場マップ..... | P12 |
| 05 安全に走るポイントはコミュニケーション..... | P7 | 11 安全に乗るための自転車保険と標識ガイド..... | P13 |
| 06 電動アシスト自転車とのつき合い方..... | P8 | 12 安全に自転車で出かける前に..... | P14 |

01



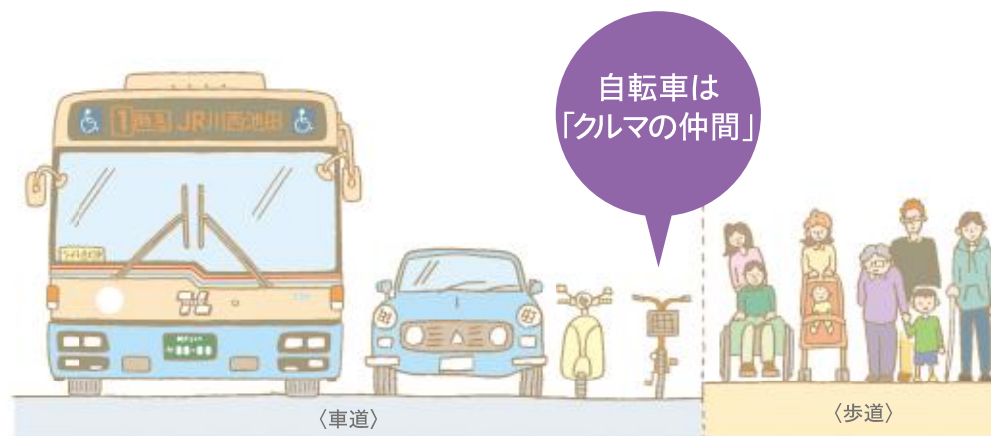
自転車のルール、その前に

川西市は自転車で移動しやすい「まち」。

自転車と一緒に暮らす「まち」。だから、みんな乗っている。

「快適な環境で暮らせる川西」

だれもが安全・快適に移動できるまちにみんなでしていきましょう。



「自転車安全利用五則」

自転車の基本的な交通ルールを周知するために
国が定めた五つの原則です。

自転車に乗るときは、

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

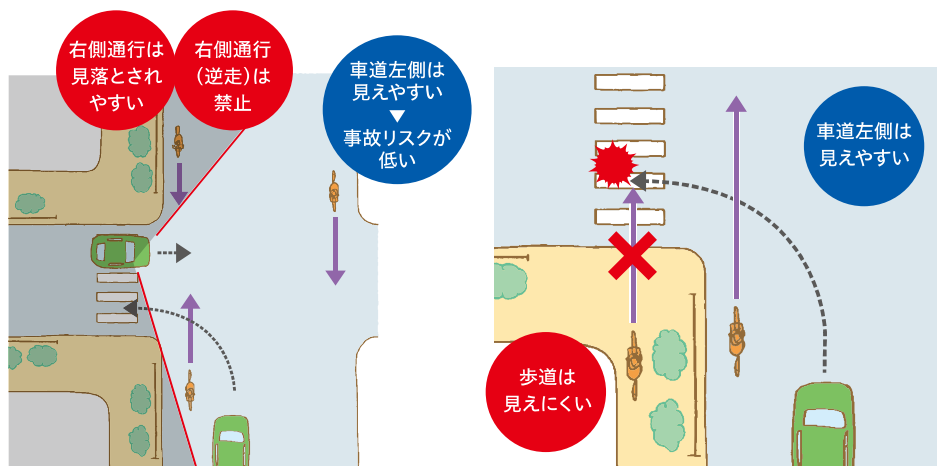
02



車道の左側通行は基本の「き」

車道の左側を
クルマのドライバーから見えるように走りましょう。

危険な右側通行(逆走)は絶対にやめましょう。



右側通行は危険

右側走行の自転車はクルマから見えにくく、気付いた時には避けることができません。

歩道はクルマから見えにくい

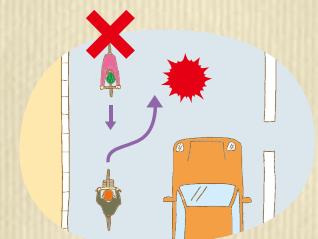
歩道を走る自転車もクルマから見えにくく、交差点で事故が起きるリスクが高くなります。



右側を走る(逆走)自転車は危険なことがいっぱいあります。

駐停車しているクルマを追い越すときも危険です。

正面衝突は、追突と比べて倍以上の衝撃があり、重大な事故につながります。



ルールを守って左側を走行している自転車にも危険！すれ違うときに、どちらかがクルマ側に飛び出してしまう。

03



歩道は歩行者優先

歩道は歩行者優先で、自転車側がゆずります。
自転車は原則歩道を通ってはいけませんが、例外があります。

普通自転車が 歩道を通行できる例外

- 1 自転車の歩道通行可の標識があるとき
- 2 自転車の運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- 3 車道を安全に通行できないやむを得ない場合



普通自転車の歩道通行可の標識

普通自転車・特例特定小型原動機付自転車の歩道通行が可能である場所を示す標識です。

川西市では上記標識がある道路をホームページ上で公開しています



歩道内の走行方法について

- ・歩行者優先
- ・歩道内は相互通行が可能
- ・車道寄りを徐行（すぐに止まれる速度）
- ・人通りが多いときは「押し歩き」を
- ・歩行者を驚かせない
- ▶歩行者にベルをむやみに鳴らさない！
- ▶歩行者とは十分な間隔を空ける

シニアカーは「歩行者」の仲間なので、歩道を通行してください



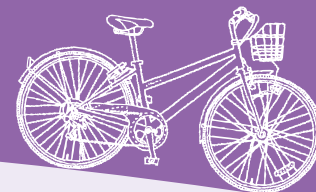
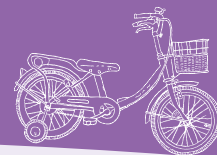
歩道上での事故は、自転車の責任が大きく問われます。

車道を走るべき自転車（強者）が歩行者（弱者）と事故を起こした場合は、自転車側の責任が重く問われます。

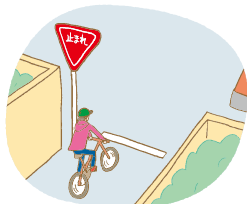


自転車走行の ルールいろいろ

全てのルールは、交通事故を防ぐために。



一時停止



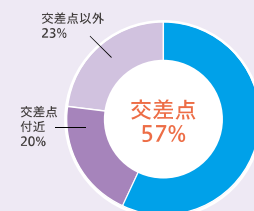
「一時停止」の標識のある交差点では、止まって左右を確認しましょう。

交通事故の加害者にも 被害者にもなりうる自転車

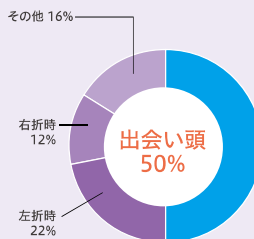
- 安全のため、信号や「一時停止」の表示がなくても、交差点の手前でいったん停止して、左右を確認してから渡りましょう。
- 正しい交通ルールを知り、しっかり守ることで事故を防止しましょう。

交差点での出会い頭事故が多い！

川西市内で発生した自転車事故の特徴



約60%が交差点内で発生
止まって、左右の確認。



50%が出会い頭
身近な生活道路が
危ない。

道幅が狭い生活道路でも
事故は多く発生しています。
身近な道ほど、事故の危険性が
潜んでいることを忘れずに。

出典：兵庫県資料をもとに川西市作成

自分を守るためにも、必ず一時停止しましょう！

携帯電話・ スマートフォンの 使用



遮断棒が下りている・ 音が鳴っている 踏切への立入



自転車の交通違反が 反則金の対象となります！

令和8年4月1日から16歳以上を対象に「青切符制度」が導入されました（ながらスマホ、信号無視などの反則行為が対象）。また、一定期間内に反則金を納めなければ、刑事手続きを受けることになります。

※警察庁が詳細についてルールブックを公表しています。



夜間 無灯火



イヤホン 使用



傘さし 運転



並進



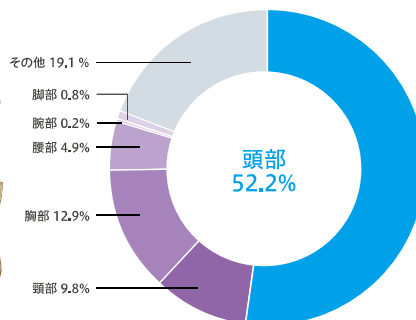
二人乗り



ヘルメットは、万が一の事故からあなたの命を守ります。

自転車乗車中の事故で
亡くなられた方は、
約5割が頭部に
致命傷を負っています。

自転車乗用中死者の
人身損傷主部位
（致命傷部位）別比較
（令和3年～令和7年合計）



川西市においてヘルメットの
着用率向上を目的として
「ヘルメットアンバサダー」を任命しています。
詳しくは市ホームページへ→



出典：警察庁ホームページ

05



安全に走るポイントは コミュニケーション

自分は「行く」のか「待つ」のか周りに伝えましょう。

クルマのドライバーに 行動を知らせる。

安全確認とアイコンタクト

車道で進行方向を変えるときは、アイコンタクト等でコミュニケーションをとり、安全を確認してから進みましょう。自分（自転車）の行動をドライバーや他の自転車に知らせることが、車道を安全に走るポイントです。



特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード)について

自転車と走行場所がほぼ同じなので、特徴を知っておきましょう。

- ヘルメットを着用しましょう（努力義務）。
- 16 歳以上であれば、運転免許がなくても乗ることが可能です。
- 車道の左側走行が原則です。
- 「特例」原付で歩道通行するときは、一旦停止し、最高速度表示を点滅（6km/h）に切り替えてから、「普通自転車の歩道通行可」の標識がある場所を通行しましょう。

※歩道通行できないモデルもあります。



06



電動アシスト自転車、 子ども乗せ自転車とのつき合い方

楽に漕げる電動アシスト自転車。
でも気をつけて使わないと、思わぬ事故が起きることもあります。

電動アシスト自転車の注意点



スタートするとき

- 両足を地面においてブレーキをかけながら電源を入れましょう！
- 小さな力でもペダルを踏み込むとグーンと加速します。

走行中は…

子どもと荷物の乗せ・降ろし

- 以下の順番で乗せ・降ろしするのが安全です。

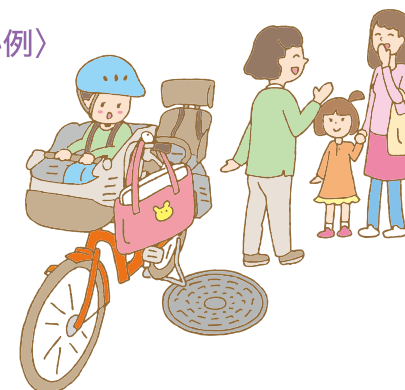
乗るとき 荷物→後ろの子ども→前の子ども

降りるとき 前の子ども→後ろの子ども→荷物

- 坂道での立ちこぎやけんけん乗りは、バランスを崩すので危険です！
- 車道と歩道の段差の乗り越えは避けましょう。やむを得ない場合はゆっくりと直角に！

子ども乗せ自転車は、駐輪中の事故にも注意！

〈悪い例〉



ポイント

- 目を離さない
- 荷物を載せすぎない
- 不安定な所に置かない
- 小学生以上は同乗させない

07



矢羽根マークは 自転車のために

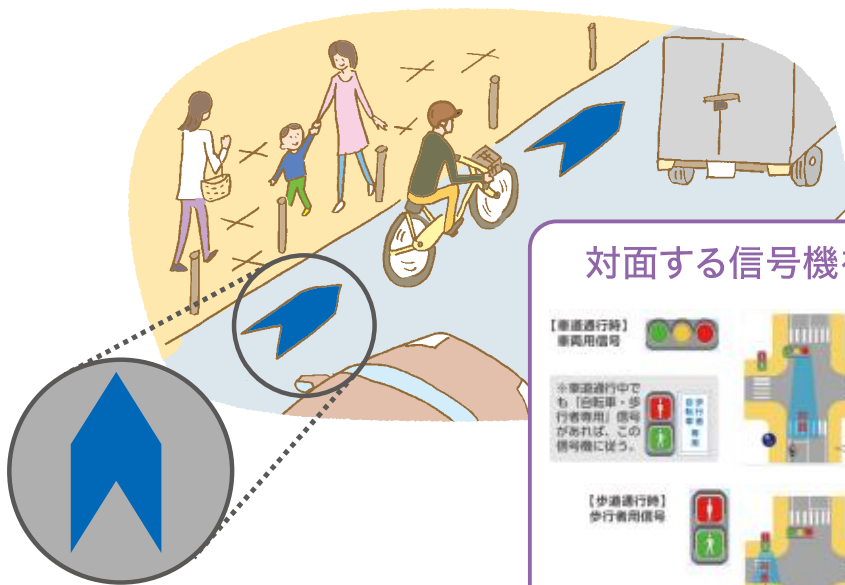
車道では、矢羽根マークに沿って走行しましょう。

自転車走行推奨帯で安全に

川西市では、自転車ネットワーク計画に基づき、「矢羽根マーク(自転車走行推奨帯)」、「自転車道」、「自転車レーン(普通自転車専用通行帯)」を順次整備しています。これらの道路標示が無い場所でも車道の左側端を走行しましょう。

道路上の 矢羽根マーク

車道を走行するときは、走る場所と方向を示した「矢羽根」マークの矢印の向きに沿って左側を走行してください。原付・電動キックボードも車道左側を走行するため、注意してください。



対面する信号機を守る



黄信号・青信号が点滅している時は、無理に渡らず次の青信号を待ちましょう

- 自転車事故の約 60% が交差点内で起きており、道幅が狭い生活道路でも多くの事故が発生しています。
- 安全確認をした上で走行してください。

08



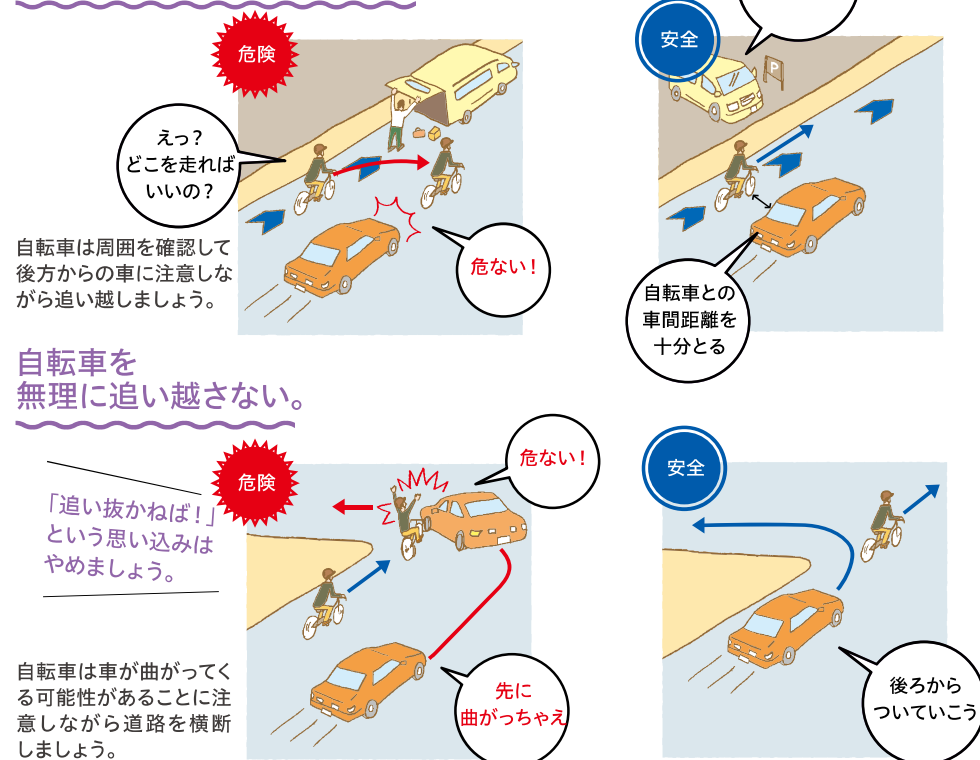
ドライバーの皆さまへ

法律を守って車道を走行している自転車にとって、クルマは怖い存在です。

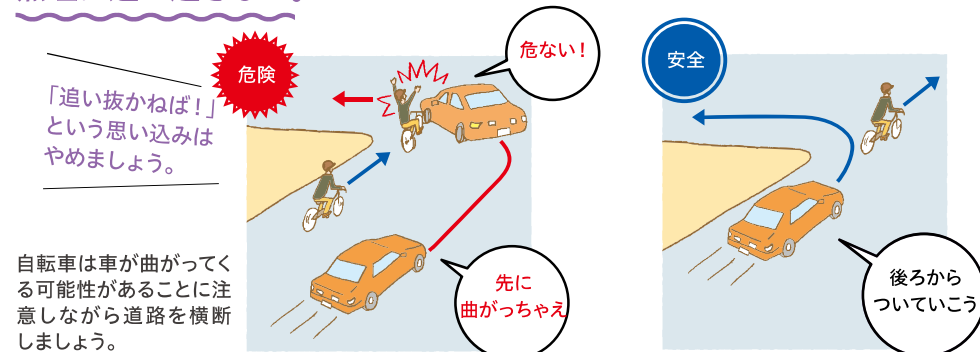
自転車への思いやり運転を

- 令和8年4月から車道を走る自転車を追い抜く車に対して、自転車との距離に応じた安全な速度で進行することが義務付けられるようになりました(罰則あり)。
- 自転車が車道を安全に通行できるように、自転車が走行しているときは速度を落とし一定の間隔を空けて走行してください。
- 違法駐車や強引な運転はやめて、思いやりの気持ちを持った行動をお願いします。

違法駐車(クルマ)が 自転車を危険にさらしています。



自転車を 無理に追い越さない。



09



ストップ！ 放置自転車

自転車は正しい場所にとめましょう。
1 台の放置自転車が新たな放置を誘発します。



自転車を放置してはいけません。
原付、特定小型原付も同じです。

- 歩行者の安全な通行の妨げになります。
- 車椅子やベビーカーにとっての危険な障害物となります。
- 災害時の消火活動や救急活動、避難の妨げとなって支障をきたします。
- 点字ブロックをふさいでしまいます。

駐輪場を 利用してください。

自転車で外出するときは
自転車駐輪場を利用し、
放置自転車の無い
美しい街をつくりましょう。



自転車を公共の道路等に置いて離れてしまうと、時間の長短にかかわらず「放置」となります。

「お店の前だから…」 「駐輪場がないから…」 「すぐ戻るから…」 「少ししか道路に出ていないから…」 こんな場合でも道路や駅広場等の公共の場所に駐輪すると放置自転車として撤去の対象となります。

令和 8 年 9 月現在撤去した自転車等の返還には移送・保管料自転車 3,000 円、原付・普通二輪 5,250 円が必要となります。



駅の周辺等
この標識等を設置して、
自転車等の放置防止を
呼び掛けています。

10



自転車等駐輪場マップ

阪急・能勢電鉄川西能勢口、JR 川西池田駅周辺の
自転車等駐輪場マップです

- 市が民間に運営を委託している自転車等駐輪場
- 民間や店舗等の自転車等駐輪場
- おもいやりスペース設置箇所

①	川西能勢口駅北自転車駐輪場(自転車・原付)
②	川西能勢口駅西駐輪場(自転車・原付)
③	川西池田駅北第2駐輪場(自転車・原付・自動二輪)
④	川西池田駅北駐輪場(自転車・原付)
⑤	川西池田駅北立体駐輪場(自転車・原付)
⑥	川西池田駅南第2駐輪場(自転車・原付・自動二輪)



おもいやりスペースについて

市内の上下2段式駐輪機において、
上段に停めるのが難しい利用者が
優先的に下段に停められるよう
スペースを設置しています。
青いハートのマークが目印です。
みなさんでゆずり合ってご利用
ください。

他の川西市内駅周辺の駐輪場マップについては
市ホームページをご覧ください→



11



安全に乗るための 自転車保険と標識ガイド

万が一に備えて自転車保険に加入を

平成 27 年 10 月より

兵庫県内において自転車を利用される場合は
自転車保険の加入が義務付けられました。
自分に合った保険を選択して加入しましょう。

※ 平成 25 年、神戸地裁において自転車事故を起こした小学生の保護者に、
約 9500 万円の損害賠償を命じる判決が出た事例があります。
未加入の方は必ず保険に加入しましょう。

自転車に乗るときも標識を確認



「一時停止」の標識

「止まれ」の標識がある交差点では自転車
も必ず一時停止をしなければなりません。



「一方通行」の標識

「一方通行」の標識がある道路では自転車
も標識が指す進行方向を守らなければな
りません。ただし、補助標識で「自動車・
原付」など自転車を含まない内容があれ
ば、標識の進行方向に逆らい車道の左端
を通行することができます。

12



安全に 自転車で出かける前に…

☐ タイヤの空気圧チェック

空気圧が弱いとペダルが重く不快に感じたり、パンクの原因にもなります。
タイヤを指で挟んでもへこまないくらいまで、空気を入れておきましょう。

☐ ブレーキの状態チェック

前後のブレーキはしっかり効きますか？
止まることは走るより大切です。違和感を感じたり、ノイズが出たりするときは、
自転車屋さんでチェックしてもらいましょう。

☐ ライトの点検

電球の玉が切れていることもあります。きちんと点灯するか確認しましょう。

☐ 泥除けなどからの擦り音

泥除けとタイヤが擦れると、ガーガー、シューシューと音が鳴ります。
タイヤが妙に削れてパンクすると危険ですから、異音には注意してください。

☐ 鍵は2つ

自転車の盗難が増えています。鍵は2つ利用し、
2 ロックで自分の愛車を盗難から守りましょう。

